

27 核管東第 219 号
平成 28 年 2 月 15 日

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センター
所 長 小林

東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画の軽易な変更について

標記の件について、防災基本計画の修正等に伴い、東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画の「緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図」の一部を下記のとおり変更しますのでご連絡致します。

記

変更箇所と内容

1. 別図-3「緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図」に
・「茨城地方放射線モニタリング対策官」を追加する。
2. 別図-3「緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図」の
・「ひたちなか西警察署警備課」を「ひたちなか警察署警備課」に変更する。
・「ひたちなか西警察署東海地区交番」を「ひたちなか警察署東海地区交番」に変更する。

以上

添付資料

東海保障措置センター原子力事業者防災業務計画変更箇所の新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
別図－3 緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図 内閣府（内閣総理大臣） ※原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会） ※茨城県知事（茨城県生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課） ※東海村長（東海村村民生活部防災原子力安全課） ※原子力防災専門官（東海・大洗原子力規制事務所） - 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会*¹（オフサイトセンター） - 原子力規制庁緊急時対応センター（ERC） - 原子力災害対策本部*¹ - 原子力規制庁放射線対策・保障措置課保障措置室 - 内閣官房（内閣情報集約センター及び 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付） - 内閣府（政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付） - 消防庁防災情報室、宿直室（FAXのみ）*² - 茨城県生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課（電話第1報のみ、FAX）*² - ひたちなか市市民生活部生活安全課 - 日立市総務部生活安全課 - 常陸太田市総務部防災対策課 - 水戸市市民協働部地域安全課 - 那珂市市民生活部防災課 - 常陸大宮市市民部安全まちづくり推進課 - 茨城県警察本部警備部警備課 <u>ひたちなか西警察署警備課</u> <u>ひたちなか西警察署東海地区交番</u> - ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 - 茨城海上保安部警備救難課 - 水戸労働基準監督署 注1 *1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先 注2 広報班からの通報連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。 なお、*2については括弧書きに従う。 注3 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先	別図－3 緊急事態発生時の外部機関通報・連絡系統図 内閣府（内閣総理大臣） ※原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会） ※茨城県知事（茨城県生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課） ※東海村長（東海村村民生活部防災原子力安全課） ※原子力防災専門官（東海・大洗原子力規制事務所） <u>茨城地方放射線モニタリング対策官*³</u> - 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会*¹（オフサイトセンター） - 原子力規制庁緊急時対応センター（ERC） - 原子力災害対策本部*¹ - 原子力規制庁放射線対策・保障措置課保障措置室 - 内閣官房（内閣情報集約センター及び 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付） - 内閣府（政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付） - 消防庁防災情報室、宿直室（FAXのみ）*² - 茨城県生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課（電話第1報のみ、FAX）*² - ひたちなか市市民生活部生活安全課 - 日立市総務部生活安全課 - 常陸太田市総務部防災対策課 - 水戸市市民協働部地域安全課 - 那珂市市民生活部防災課 - 常陸大宮市市民部安全まちづくり推進課 - 茨城県警察本部警備部警備課 <u>ひたちなか警察署警備課</u> <u>ひたちなか警察署東海地区交番</u> - ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 - 茨城海上保安部警備救難課 - 水戸労働基準監督署 注1 *1：原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先 注2 広報班からの通報連絡は、FAXで送信後、電話による確認を行う。 なお、*2については括弧書きに従う。 注3 ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先 注4 *3：施設敷地緊急事態（10条）及び全面緊急事態（15条）が発生した場合の通報・連絡先に追加	・防災基本計画修正に伴う見直し ・組織変更に伴う見直し ・防災基本計画修正に伴う見直し